

令和5年第2回(6月)川南町議会定例会会議録

令和5年6月7日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和5年6月7日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 徳弘 美津子 君 (1) 東町長マニフェスト
宮日インタビューより
(2) 町政運営方針
- 2 三原 明美 君 (1) 政策公約について
(2) 川南町の臭い問題
(3) 中学校の通学路

出席議員(12名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	東 高 士 君	副町長	河野 秀二 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	まちづくり課長	甲斐 玲 君
財政課長	川崎 紀朗 君	税務課長	米田 政彦 君
町民健康課長	谷 講 平 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
環境課長	河野 英樹 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
上下水道課長	大塚 祥一 君	教育課長	山本 博 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び第9条の規定により、議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明することはできません。また、動画、録音はできませんので、よろしくお願いいたします。

ここで米田議員より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○議員（米田 正直君） 昨日、6月6日の一般質問の中で、教育委員会の権限について質問いたしました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の第7号の解釈通達の中に、学校建築の内容をなす請負契約の締結、財産の取得、支出の命令は、地方公共団体の長の権限であるが、その前段階で行われる建築の計画、敷地の選定、配置図、設計書の作成等は、教育委員会が行うものと解すると述べ、教育委員会の権限について問う中で、白紙撤回の権限までも教育委員会にあり、議会に対し、その提案権も教育委員会にあるような発言をいたしました。地方自治法第186条の6を無視した発言をしたことをおわびし、あくまでも議会への提案権は地方公共団体の長にあることで、そのことを訂正し、重ねておわびを申し上げます。

○議長（河野 浩一君） 日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、6日に引き続き、順次発言を許します。

まず、徳弘美津子君に発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） おはようございます。まずは、東町長においては選挙戦大変お疲れさまでした。そして、御当選おめでとうでございます。3年以上も前から出馬するための積極的な後援会活動には頭が下がります。昨日の同僚議員の答弁でも、町内を2周かけて7,000人から8,000人回ったと言われ、それは有権者数約1万2,000人の3分の2に相当しており、川南の世帯数は6,000余りですので、一度訪問した世帯には、また別の家族に会った計算になります。非常に精力的に活動されていたと感じます。そのような答弁を聞き、非常に驚いた次第です。確かに細かく活動されて、奥様とお二人で回ったり、後援会長と回ったりしていると認識しております。現職として後援会活動ができなかった前日高町長も堂々と選挙活動ができません。万が一、空いた時間に後援会活動をされていても、東さんのとても足元には及びません。その東町長の熱意は、町政と町民の間に乖離が生じ、町内の閉塞感、活気がない、多くの町民の方々から、町民無視を何とか改革、変革してほしいとの熱い要望から今回の結果になったのだと思います。

今朝の宮日に、昨日の同僚議員の質問に二転三転する答弁に、取材に対しては「新町長は

新築せず」とあります。新築はしない。そんなばかなことをしたら、お金が幾らあっても足りないとの理由から、既存学校を活用を表明されました。当選後のインタビューでは、白紙の状態から全ての選択肢を含めた協議を行うと言われておりました。白紙すなわち、新中学校も含めて様々な視点から練り直すと思っており、一縷の望みをかけてお母さん方が署名活動を行い、要望書として提出しておりましたが、今朝の宮日の記事を見て、多くの町民の方々の嘆きも聞こえそうです。

さて、通告書に基づき一般質問をいたします。

町政運営方針と被る質問になりますが、御容赦願います。東町長の真っ先に言われたタウンミーティング開催についてですが、昨日詳細をお聞きしましたので、一部割愛させていただきます。開催については、月に一度行いたいということでしたので、そこは割愛します。

では、そのタウンミーティングを開く広報手段というものをどのようになさるのかお聞きします。これまで前町長政権では、報告が、なかなか皆さんにその周知が行かないということがあったので、どのように今回はされるのか伺いたいと思います。

次に、様々な個人・団体が希望すれば町長主催で開催は可能かということですが、いろいろ日程については調整があるかと思いますが、そのような限りで調整していただけるのか、その窓口はどこなのか、そして子供たち相手にタウンミーティングをするか、そのようなことをお聞きしたいと思います。

以下の質問については、質問者席から行います。よろしくお願いいたします。

○町長（東 高士君） 皆さん、おはようございます。今、徳弘議員のほうからタウンミーティングの開催について御質問がございましたが、昨日も発言しましたとおり、原則月1回実施をしたい。今のところ考えているのは、地域の皆様との会合を月1回やっていって、まだ任期4年ございますので、そのうちいろんな諸団体のグループにも行ってお話をし、子供は全く含めておりませんでしたけども、必要であれば子供さんたちともお話をすることも必要かなと思っております。どういう形ですかということ、普通のやり方と言ったらおかしいですが、まず町政の、要するに行政側の説明をする。その後、いろんな質問を受けて、それを答えていくと。答えは、そのときできないこともあろうかと思えます。その内容につきましては、持ち帰って、本人の、質問された方の名前と住所と連絡先をきちんと確認をして、それから後日連絡をするという形で、責任ある対応をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 今、伺うと、4年間あるのということなので、地域に回るということは、月1回必ずどこかでするときに、それは例えば、改善センターで1回でするわけではなく、自治公民館単位であるとか、そういう意味の地域ということの捉え方でよろしいでしょうか。地域という意味。

○町長（東 高士君） 私が地域と申したのは、今、自治公民館が6つございます。それな

ので、自治公民館ごと、例えば中央地区で1回やれば、次は東地区、その次は山本という形でぐるっと、要するに地域の方を回っていくということでございます。そのほうが地域の方も近くのほうが行きやすいんじゃないかなということで考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 分かりました。そしたら、結局、6自治公民館あるので、ひと月に1回ということは、1年に2回各地域を回るという捉え方でよろしいですね。ありがとうございます。広報手段としてはどのようにされるのかといたら、防災無線とかを使われるという認識でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、2番目の質問で、高齢者・障害者生活資金の設置とありますが、これはどのように、これは後援会の御案内と宮日のインタビューとかでもあったんですが、どのように計画されるのか、そして、財源があれば各世帯または各町民に生活支援金を出すとありますが、具体的にどのような支援金かお答えください。

○町長（東 高士君） 私は、高齢者・障害者生活資金の設置ということは申しておりません。私は、マニフェストを自分で考えながら、十数回書き直しもし、考えもしました。そのマニフェストの中で、私が一つ入れたのは、国民年金を受給されている方、それと生活保護をもらっている方、この差は、要するに生活保護の人が多い場合があるんです。その間を埋める必要があるんじゃないかなということで考えました。その資金は、ふるさと納税。だから、ふるさと納税で何とかしたいと思って、途中ずっと考えていたんですが、ふるさと納税が伸びません、十数億くらいでずっと横ばいな状況だったんです、町の状況が。だから、これで駄目だなと。では、自分が町長になったら、ふるさと納税頑張っって、額を伸ばして、そしてそこにその金を使えばいいんじゃないかというふうに考えました。それで、生活保護のレベルまでは全部引き上げる、低い人は支援をしていくと、そういう形の方策が、私が書いたこの生活支援金という意味でございまして、高齢者とか障害者のあれじゃないんで、だからそういうことでの発想で私はマニフェストをつくって、それでお配りしたと思います。だから、最終的のマニフェストはここにありますが、そういうことは入れておりません。皆さん御存じだろうと思いますが、ここにマニフェストを出していますが、この中には、そういう生活支援金という文は削除しました。それで、なって、要するにふるさと納税を頑張っって、額を上げて、そこから支援をするというふうに、今言ったようにやりたいということでそういうことを申し上げました。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 分かりました。では、国民年金と生活保護の間ということは、対象者が65歳以上で、国民年金だけをもらっている人ということになるんですか。国民年金も御存じでしょうか、満額もらえる人と、年間72万もらえる人と、きちんと払っていない人は減額をされるんです。その方含めて全て、72万の国民年金をやっている方に支援金を出すという捉え方でよろしいのでしょうか。すみません、ここをちょっと確認しておかないとい

ろいろとありますので、よろしく申し上げます。

○町長（東 高士君） 今回の発言では、ちょっと誤解を招くと思いますので、国民年金受給者が、その受給の額はそれぞれ違うと思います。個人でいろいろあると思います。その状況で一人一人に合った、この人が生活保護を受ければ幾らになるんだろうかと、それを計算して、差額の分をお支払いというか、支援金として出すということであります。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 確かに生活保護のほうがいいよとって、今の若い人が年金を納めない中に、結局、下手に年金を納めていて、もらえるかももらえないか分からないから、生活保護をもらったほうがいいよねとって払わないというのもよく聞きますので、こういう政策はすごくやっぱりすばらしいと思うんです。ただ、ここに、宮日のインタビューのときには、「財源があれば、各世帯または各町民に生活支援金を出す」というのもあるので、ここはちょっとまた混合されるのかと。そして、財源的に、例えば年金生活、国民年金以下の人の生活というのは、毎年生活していくので、毎年それを支給していくのか、町長は御存じないかもしれませんが、8万円が出るよという話があって、町のほうにも8万円いつ出るんだろうかという話も、笑ってしまうんですけども、あるらしいです。きっと町長は御存じないかと思うんですが、その8万がどこから来たのかなと思うと、多分、国民年金が月額が8万ぐらい、そこから来ているのかなと思って、すごくその情報が混乱しているので、きちんと議会という席で返事していただくのがいいかなと思っております。

○町長（東 高士君） 今回の8万円の話ですが、これは私が選挙前ですが、竹浜公民館に行ったときに、町が新中学校を造るために民有地を買いましたですね。それと今度、設計料、合わせて大体5億何ぼですかね、お金はもう既に使ったんです。だから、私が言いたかったのは、その5億のお金があれば、皆さんにこの物価高、コロナ禍で苦しんでおられる方に生活支給することができるんじゃないだろうかと、その額が大体8万ぐらいになるんじゃないでしょうかという話をしました。それが発端だと思います。だから、造らなければ、そういう金がそちらに回せたんですよという話で、その8万が一人で、金額だけがずっと一人歩きしたんだろうと思います。そういうことです。だから、中学校を造って、民有地も買わなくてもいい、そういう設計、基本設計の料金を合わせますと、大体5億ちょっとで出ましたので、その金額は、もし造らなければ今の生活の状況、コロナ禍で、また物価高の状況、生活支援金として8万円ぐらいは配れるんじゃないでしょうかということを行ったのは、8万円だけがずっと一人歩きしたというふうに私は理解しております。新聞の切り抜きですか。私、新聞の記録、全部持ってきているんですが、何日の分ですか、宮日の何日。（発言する者あり）何と言っているんでしょうか。ちょっと読み上げていただけませんか。ありがとうございます。

○議長（河野 浩一君） 暫時休憩します。

午前9時19分休憩

午前9時19分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

○町長（東 高士君） 「財源があれば」と書いてありますので、今、財源はありませんので、それは支給いたしません。

○議員（徳弘 美津子君） 財源がないんですね。では、配らない、8万円もそれは一人歩きをしているということですのでよろしいですね。先ほど言われた国民年金のレベルの中でということで、生活支援金ということは、生活は毎日あります。これを年度計画、例えば3年度計画で配るとか、そういう考えがあるんですか、この生活支援金として。

○町長（東 高士君） 先ほど言いましたように、財源がまだ確保できておりませんので、財源ができたときにまたいろいろ考えます、それは。だから、先ほど言いましたように、ふるさと納税が、まだ納税額は恐らく増えると思います。これから増やしていきたいので、その中で財源をつかって、そういう生活支援金を出せるようにしていきたいと思っております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 現実に、町長という座に就かれて、自分が思ったより変わってくるということはあるかと思うんです。結局、財源があるかないかが分からなかった、分かたら、ないからふるさと納税でと、それが公約であるかどうかということになると思うんですけど、公約というか、これを見ると、私はその理由を知りませんので、同僚議員の乙津さんが後援会長のときのこの文章を見る限りでは、生活支援金の設置とあるので、これも公約という捉え方でよろしいのでしょうか。

○町長（東 高士君） 何回も言いますが、マニフェストは私が十数回作り変えました。考え、考えですね。最終的に、先ほども言いましたように、その原資、要するに差し出す財源はふるさと納税ですので、ふるさと納税を利用しようと思っておりましたので、ふるさと納税の金額が上がっていないような状況でそれは無理だなと思ったので、マニフェストから削除しました。自分が当選をしたら、ふるさと納税の金額を高めて、そしてその中から財源をつかって、支援金を出すというふうにしようということで削除しました。そういうことです。

○議員（徳弘 美津子君） ふるさと納税、随分頑張って上げていると思うんですけど、上がっていなかったと、東町長の認識であると思うのでしょうか。ふるさと納税が上がっていないので、財源のほうで確保できないかもしれないから、今後ふるさと納税に力を入れるということでしょうか。

○町長（東 高士君） すみません、それは、ふるさと納税が伸びたのは昨年度ですよ。昨年度は36億は行きましたけど、その前はそうでもなかったでしょう。だから、私が考えたのは10億ぐらいでずっと推移しているときのマニフェストを考えておりましたので、先ほど何回も述べますが、自分が入って、そしてふるさと納税を伸ばして、そしてその中で財

源見つけて、そういう支援金をやっていきたいと、そういう新しい制度ですけども、そういう形をつくっていききたいなというふうに考えておったわけでございます。終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 私も議員になって16年で、途中からふるさと納税がどんどん増えて、職員さんが一生懸命、ふるさと納税をいかにしてもらおうかということで、いろんな使っていてやっているという努力をすごく知っているのですが、今の答弁を聞くとすごく悲しいかと、一生懸命、もちろん職員もですけども、それを出品される方も一生懸命商品作りをしているわけです。今後、東町長にふるさと納税が躍進するよう願っております。

次に移ります。今後の中学校についてですが、町議選で、今これを見ていないので、この認識がないので何とも言えませんが、この中に、町議選で同志が全員当選と言われました。同志、新中学校建設中止の方法とその後の対応はという質問に対し、「町議選で私の同志が全員当選したということは、民意が完全に建設反対だということ。まずは町議会に図って、建設計画を取り消す。」とあります。ということは、同志というのは、要するに議会です。議会が、同志が民意で反映したということと言われましたので、その確認をしたいです。町、議員は同志ですか。

○町長（東 高士君） 同志という言葉は、どういう使い方をするかといたら、考え方が同じな人、また同じ志を持っている人だと思います。今回の選挙で反対といいますが、新中学校建設反対の人は全員当選しました。ところが、推進をされた方は、現職3名が落選をするという状況でした。これ結果です、これはもうどうしようもないです。票も、昨日も言いましたように、938票差がついています。まさしく、私これは民意じゃないかなと私は思っています。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 思いを同じにする方が全員通ったという裏づけを教えてください。

○町長（東 高士君） 裏づけといわれますか、現にここに座っておられるから、そのとおりじゃないでしょうか。それ以上のことを申し上げることは、結果が出ていますので、この結果をとやかく言われても、私としてはどうしようもないんですけど。議員の方は当選されていますから、それでよろしいんじゃないでしょうか。

○議員（徳弘 美津子君） 東さんの賛同する方の裏づけです、同志。だから、一人一人お会いして、確認取れているんですね。極端に言えば、7人の議員さんと確実に過半数を取れているという認識の中で、全員当選したからという、民意が反映したという捉え方でよろしいのでしょうか。

○町長（東 高士君） そのとおりでございます。

○議員（徳弘 美津子君） 先ほど、議員の数が938票差、これは明らかに民意だということ言われました。では、落選した議員さんの得票はどうなるんですか。同僚議員が3名落ちました。その差は、その得票総数は907票差です。差としては31票差です。31票でも、勝て

ばよかったんですけど、残念ながら東さんの言う反対派の議員さんが取っているという形。確認です。今、賛成派でいますよねということで、私もちょっと得票数計算をしました。これは、私は関与していないと言われました。これ、私も関与していないと思います。こんな東さんのPRするようなものに関与していたら大変です。これ、私たちの後援会の中では、東さんのリーフレットが回ってきたよと言っていました。なぜなら、あなたの顔が載っているから。あなたに優位なビラだからです。それはいいです。この中に、賛成、反対の議員の名前が載っています。御存じですか、見られたことがありますか。ないですか、あると思いますよ。全戸に配布されているんですから。何で東さんのところにはないの。この中に、建設賛成の議員ということで7人の議員があります。この引用は、現職の意向は令和4年11月議会だよりから引用とあります。反対派の議員は書いていないです。そして、ここに3人あります。同僚議員の名前が3人。あと1人、誰か分かりませんが、私たちはシャドーマンと言っていますけど。新人の方も、これもどういう経緯でしたか分かりませんが、多分、皆さんと一緒に利用して集めた方だと。そして、建設議員も同僚議員があります。この掲載、確認したら、全然掲載の確認は取られていなかったという。結局、これは8区の個人で、川南小座談会などで建設推進の意見があったから載せていると、こういうのがあるんです、いいんです、知らないのだから。だから、反対派の議員が確実に7人いるという裏づけが何なんですかと聞いたんです。だから、一人一人回って、7人が確実にとったということでよろしいのでしょうか。

○町長（東 高士君） その文章は、川南町新中学建設反対のグループが政治団体から出した文です。私、関知していませんので、分かりません。聞くところによると、これは御存じですよ、議会だより135号、徳弘さんが中心になって作られたという話を聞いておりますけど。（発言する者あり）そうですか。その中に、これが入っているじゃないですか、マル・バツが。丸、白と。だから、これで恐らく選別したというふうにある人から聞いたんですけど、建設推進派と反対派、これははっきり出ているので、違いますか。よろしいですか。

○議員（徳弘 美津子君） 135号、確かに分かっております。それが反対。この引用は、4年の11月議会だよりは何だろうと思ったときに確認をしたら、結局、賛否、賛成をした議員さんというのは、一般会計補正予算に対しての賛否だったんです。その中で、4人の議員さんが反対だったんです。今の12月号とは全く違うものですが、町長はそこで判断したということですね。

○町長（東 高士君） 何回も言っておりますけれども、それには私、関与しておりませんので、どういう経緯で作られたかというのは、私は知りません。ただ、人づてに、これが参考になったということで、135号が参考になったという話は聞きました。ただそれだけです。それを申し上げただけです。

○議員（徳弘 美津子君） 関わっていないということで通しますが、昨日、同僚議員の質問で、副町長が会計責任者だったと、この団体が3月までということの御認識はあった上で

任命されているのでしょうか。

○町長（東 高士君） 昨日も副町長の選任についてはほかの議員から質問がございましたが、私が一番信頼を置ける、そして一番町のために考えて、そして町のための、新生川南をつくるために必要だと思ったので、副町長に推薦をさせていただきました。それで、議会で承認をしていただいたということです。

○議員（徳弘 美津子君） 100歩、200歩譲って言います。昨日、副町長が看板、唐中の看板、あのくいとボルト、自分がしましたと。看板までは、内容まで知りませんという言葉聞いて、昨日議会が終わった4時過ぎに、町長は副町長についてどのような指導をされましたか。関わっていたわけですが、結局。自分が信任した、任命された副町長がこれに関わっていたという、これで住民がいろんな情報を、間違っただけ情報が植え付けられたという現実があるわけですが。それについて、昨日の段階で町長は、信頼を置ける副町長に対してどういうことだと、初めて聞いたと思うんです、副町長から。どのような質疑をされましたか。

○副町長（河野 秀二君） 私、昨日も言ったと思うんですけど、今、徳弘議員が示された資料に関してはタッチしておりません。政治団体の会計はしていましたが。今はやめておりますけど。看板については私が、皆さん御存じでしょうけど、ハウスの古材を持っていましたので、そういうのを使って土台を作ってくれと、そういうことはしました。だから、今、徳弘議員が言われたその資料について関与したんじゃないかということは、昨日、米田議員にもお話ししましたが、私が関与したという証明があればそれを出していただきたいです。だから、そういった疑いのことを言われても私は逆に困ります。ハウスの中古資材で看板の土台は私が作って、私が壊しました。それで、頼まれた人から約1か月程度で壊してくれと言うから、選挙が終わった次の日に壊しました。それは、私がしたことは事実です。

以上です。

○町長（東 高士君） 今、言ったとおり、何かビラを配ったり、看板を作ったりするとか、何かもう悪みみたいな言い方をされますけども、それが法の中で合法的に作られているんだから、何らおかしいことないじゃないでしょうか。私は、そのビラを知りません、タッチしていませんけども、一番最初的时候はまだ立候補する前でしたから関与しましたが、あとは全然知らないんですけど、ビラをまいたのは、政治団体がビラをまくのは何がいけないんですか。最初から悪だ、看板作ったのがいけないというふうなことを言われますが、合法的に、日本は法治国家です、法律で駄目だったら、恐らく警察が入ったり、またそういうのでとがめられたらするはずなんですけども、そういうのはないじゃないですか。だから、いろんなことをやって私はいいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 1回目は入っていたけども、その後、辞めたという理由は何だったんですか。

○町長（東 高士君） そういうことをあなたに言う必要があるんでしょうか、私が。それ

は、私自身のことじゃないですか。だから、言ったでしょう、立候補する前だったから参加したと。立候補したらもうタッチしないほうがいいでしょう。だから、立候補する前に、1回目のときに参加しましたということです。その理由は、あなたにここで言う必要はないと私は思っています。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 言います。川南町は建設ラッシュ、増税まっしぐら、このときはいらっしゃいましたよね。建物を造ると増税になるんですか。この一問で住民の方たちは、そのまま中学校も同じ建物になることで増税になるという勘違いをされた。昨日、同僚議の中でどこに増税がありますかと言ったら、確かによく見るとないのかもしれませんが。ただそういうふう流す文章で、第1回目に関与しているから聞くんです。建物を造ると増税になるんですか。

○町長（東 高士君） 細かい文言までは、私はタッチしておりませんので、ただ全体的な話し合いでは入っておりましたけれども、細かいことを一々言われると、ちょっと私も回答に窮するところがございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） これは細かいことなんです。本当に細かいことに皆さんが、6,000世帯、5,000世帯か知りませんが、配られたことで皆さんがわさわさしたわけです。いいです、責任がなければ。今、副町長が言われました、私は道具を持っていたから設置しただけだと。看板については、設置、撤去作業だけ手伝った、看板の内容については知らない、会計だけしか知らない。町のナンバーツーと言われる方が、自分が携わった作業のてんまつを確認もしないのですか。普通、会計は、この領収は何なの、これは何なのということあるでしょう。この団体の会計するのに、多分費用が行っていますよね。それについて印刷代とかの領収は、これは何ですかという確認はしないのですか、全く。はいはいと言って、お金を出すんですか。普通、考えられません。まして、川南のナンバーツーです。いろんなことの、職員の広く深く見届けないといけない立場の人が、工事になる前は全く知りませんよということが普通は通らないんです。昨日の答弁を聞いて誰一人納得していないです。

（発言する者あり）

○副町長（河野 秀二君） 徳弘議員が今言われているチラシと看板のことを言われて、最終的にその責任を問うということを考えられて言うておられるんですか、質問の終結は、何を言うておられるんですか。だから、私がしたことは正直に申しました。それを町長は、その看板を私が立てたとか、それは知らないと思います。立った後の看板を見られたかどうかは、私は分かりません。それを、私を副町長に任命するときに、河野がああ看板を立てたんだとか、見ていれば別ですけど、それを町長に問うて何をどうされるんですか。立てたことは私が立てました、壊すのも壊しました、それは事実です。それ以上のものをどうするんですか、そういうのを。それから、その先を、責任を問う、例えば〇〇法律に違反していると

か、人間だったら大なり小なり、私も含めて小さなことの失敗はありますよ。さっき言われたように、児玉議員から出ましたけど、これ以上言うと、話すると議場で言う言葉ではありませんので、これ以上は控えますけど、以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 民意、民意と言うから一応確認をしたわけですが、大丈夫です。ここできちんと発言できているので、残りますので。

それでは、建設資材の高騰ということで、教育というものはお金なんですか。お金を生まないことで、教育は負ということの考え方がありますか。（「すみません、もう一度質問してください」と呼ぶ者あり）先ほど、8万円配ると言ったときも、結局、実施設計とか土地を買うことでお金が要る、学校はお金が要るよねと。新中学校はお金が要るから、今日の宮日にも白紙ではなくて中止と、既存の中学校をどちらかを活用するとあったので、教育というものはお金の換算できるものなのかなと思って確認した次第です。

○副町長（河野 秀二君） 教育に投資をして、その効果が出るのはすぐ出るのか、例えば社会人になって出るのか分かりませんよね。だから、効果が出るとか出ないとかは、投資を町が支援した方、例えば特待生で町が支援したと、将来その方がどこかで、町から受けた支援によって社会的に会社を設立したとか、地元に貢献したとかというのは、先にならないと見えてこないと思うんです。例えば、御存じでしょうけど、国が奨学金を無償ですするという制度があります。これは、国の基本は、私が知っている範囲では、国民にそういう条件を与えて、その優秀な方が日本の国の起業や既存の会社のトップに立ち、日本の経済を潤すと、そこで初めてその奨学金とかいうのが生きてくるという、大きな意味ではです、そのミニ版というふうに思ってもらえればいいと思います。だから、川南町のお金を使って子供に支援をした、ひょっとすると川南に帰ってこないかもしれませんが、ある意味ではどこかで、日本または外国に行く方もいらっしゃるかもしれませんが、大きな意味では投資したことが返ってくると、そういう考えは私は持っております。またそういう国の開設者の方の話を聞いて、ああそうなんだと、だから人に投資をするんだと、その投資を小学校、中学校の生徒に前もって投資をして、その方々が成長して、全員ではないかとは思いますが、一部の方がリーダー的な役割になり、そういった方が大きい意味で還元するというか、地方に、または国に。ですから、今、徳弘議員がおっしゃった金に換算できるというのは、これは先のこと、誰も予測はできないと思います。私はそう思っています。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） そうです。子供、先の将来は分かりません、投資です。だから、学びを担保するために、国が交付税措置をするわけです。借金ではなくて、きちんと毎年毎年、町債の中で交付税措置をして、学びを担保するのが国の責任です。それは、日本中同じです。でも、これに、新築はしない、そんなばかなことをしたら、お金が幾らあっても足りないと言われていています。だから、新築がばかなお金という考えでいらっしゃるのか。新築することがばかなお金の使い方ということになるという捉え方でよろしいでしょうか。

○町長（東 高士君） 私が発言をした内容は、新しい中学校を造るお金をずっと言っていましたけども、要するにお金の使い方です。今の時代、今から10年先、20年先考えた場合に、社会インフラの整備、道路、水道管、またその他もろもろの社会インフラのしないといけない、また老人の医療、看護その他もろもろ、また子供の子育てその他もろもろにお金がかかるわけです。人口が減っていく、収入が減っていく状況で、わざわざ新しいのを使って、生徒数も減っていきます、新しいのを造る必要があるんだろうかと、その必要性です、新しい中学を造る必要性を私は問うているわけですから。今、何もないんだったら別です。前の政権、前の執行部の人たちは、あと30年中学校を使えると言っているわけです。それは我々が言い出したことではなくて、前の政権がそういう形で30年使えると言っているわけですから、では30年使えるんだったら使えるところまで使って、そのときにまた必要があれば修理し、もう駄目だこれはということであればきちんと新しく建て替えると、それは必要性が出てくると思うんです。30年あるなら、30年使えるんだったら使おうじゃないかというのが我々です。だから、今の時点で新しい中学校を造る必要はないというのが我々の見解です。先ほど、どっちかの云々と言われましたけど、私が白紙に戻すというのは、昨日も申し上げたと思いますが、既に全部、全て戻して、協議をして、とにかくどうするんだと、要するに既存中学校を使うのか、では使うのであればどちらを使うんだと、そういう協議をずっとやっていく、その原点にまた戻って一つずつ積み上げていこうということを私は申し上げました、昨日。今日も同じことを言っているんですけども、だから新しい中学校、未来への投資ということでリーフレットは書いてありましたけども、未来への投資というのは、先ほど副町長が言ったように、奨学金とかそういう形でやっていくのが私は未来への投資だというふうに思っております。

以上です。

○副町長（河野 秀二君） 約2年か2年半前に、東小学校で座談会があったときにも指摘がありましたけど、町がつくった長寿命化計画を、町がつくっているのになぜそれを破るのかという疑問をされた方がいました。私もその会場に行って、町のほうに質問をしました。私が言った質問は、それと違う質問でしたけど。今度の野球場、川南の運動公園にしてもしかり、長寿命化計画をつくれれば補助対象になるよと。町がつくっておきながら、町が破るということは、説明がつかないでしょう。長寿命化ですから、使える間は使って、国もそれでやりなさいよという指導をしているわけです。そこに、今ある既存の中学校が例えばもう使えないと、すぐ、であれば、それは分かります。長寿命化計画の中に入れておいて、町が破るということは、とんでもないことじゃないですか。

それと、もう一点は、川南町の公共の資産の維持費が年間約20億かかっています。これは、町が国に報告を出しています。間違っていないよこれ。今、中村議員が首振りしましたが、これは書類があります。その中で、町はもう限界だと、維持費が、書いてあるんです。町がもう、令和28年に1回目の調査がありました。令和3年にその見直しがありました。その見

直しの中で町が報告しているのは、川南町の公共施設全て入れて20億と報告が書いてありました。しかし、その下にもう限界ですと。ですから、長くなれば当然維持費がそれから上がるということです。だから、長寿命化計画を立てて、使える間は有効に使ってくださいよというのは国の方針で、各全国の自治体にそういう指導を出して、そしてその指導で補助金を出すというのが大きな国の考え方ではないんですか。それに従って町はしているんです。ところが、東小の座談会では、役場がつくって、役場が破る、どういうことかという質問、あの会場にいられた方は分かっていますよね、聞かれていますよね、質問された方の名前は、私は覚えていますけど、スマホを見ながらされました。だから、原則は国から長寿命化計画をつくりなさいと、作ってそれを数年後に町が破る、とんでもない話でしょう。だから、使える間は使うというのが基本姿勢でやっていくのが東町長の考えですと私は思います。もし、何か私が間違っていることがあれば、町長が言っていただければいいです。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 中学校が単に学校を造るだけの問題ではないという認識の中で、私たちはここ数年来ました。中央にすることのメリットもあります、施設の活用もたくさんあるという中で、私たちは今回、この新中学校について賛成をしてきました。先ほど町長は、いろんなインフラもある、これもある、小学校を含めて、中学校を含めた学校というブロックがあるんです。福祉は福祉というブロック、インフラ、水道は水道、そこを考えていくのが、これまでの日高町政はそうでした。だからもう、今度は東町政になったわけですので、今回そういうやり方でやるということであれば、またそれはそれで住民の理解を得ながらやっていただきたいと思います。長寿命化、確かにそうです、国は戦後70年で、もうどこも施設の活用、橋から道路から長寿命化と言って、何とかしなさいよと、何とか耐えさせなよという形でやっているのもあるんです。だから、確かに中学校を、小学校を含めて、子供の数が減ってから造ればいいわという認識の中で、東町長があるとすれば、それはそれで今回の町政運営がそうだろうと。ただ、それを納得しない私たちがいるから、こうやって一般質問させていただくんです。国がなぜ、あんなに子育て支援をしていますか。お金をばらまいたり、保育料を無償化にしたり、それは今の若い人たちの世代を増やさないといけないという政策の中でやっている。もちろん、介護でもそうです。ここにいらっしゃるほとんどの皆様は、署名運動された方々が介護施設に働く方もたくさんいらっしゃいます。その方たちもいる中で、あの方たちが頑張って、自分たちで税金払いますから、だから造ってくださいという熱い思いがあるわけです。私を含めて、あと20年後には老健施設に行つて、私も介護を受けなくてはいけないのです。その世代が、皆さん若い人たちなんです。そこも踏まえた中学校づくり、最終的にはそれが中学であるのか、小学校であるのか分かりません、もしかしてもっと違うものがあるかもしれません。ただ、今回は老朽化をして、雨漏りというか、水が浸透して壁の中にひびが入ることは、必ずこの建物の中に水が入っている。昨日、同僚議員が言われたように、震度7になったら一度は耐えられます。それは私も聞きました。一度は

耐えて、逃げる時間が担保できる。ただ、二度目にはもう入れないんです。そうなったときの中学校はどういうふうを考えているのか。いろんな側面で私たちは考えていけないといけません。分かります、高齢者支援、大事です、所得低い人、本当、私も言われています。だから、コロナ給付金の中では、非課税世帯に5万円とかすごく担保されています。本当に生活困窮者の人には、きちんと国が措置をしています、コロナに。ひとり親世帯で、所得、住民税非課税の方にも、ちゃんと子供1人当たりというのでやっています。いろんな側面でやっっていながら、中学校は中学校というブロックの中でやっっていってほしい。今回、東さんが小中一貫校で目指すというのなら、例えばそれはどちらという考えの中で、では片方、例えば100歩、200歩譲って唐中としましょう。今回、選挙でいろいろあったときに、いろんなうわさがありました。唐中になるみたいよ、東さんだったら、国中の人たちはいいとよ別にと、多賀辺の人もいいとよと、高鍋に行くから、私立中学校に行くからと、もう本当に唐中の近い人でも、もううちの孫は私立に行かせるからいいとよという現状もあるんです。そういう声を、もしかして届いていないかもしれませんけど、今言います。私立中学校に行く現状、川南から中学生がいなくなった現状をどうやって捉えますか。

○教育長（坂本 幹夫君） 川南町から町外に行く児童生徒の数ですけれども、昨年度は私立中学校へ5名、それから県立中学校へ1名、町外の中学校へ3名、合計9名が町外の中学校に進学しております。

以上でございます。

○副町長（河野 秀二君） 先ほど徳弘議員が言われました雨漏りとか、そういった老朽化の問題、いろんな大きい地震が二度来たらどうするのかと、これは7校とも全て同じ条件ですよね。そうでしょう、地震が来たら。じゃあ、今、全て7校がそういうふうに耐えられる構造にできるかといったら、できないわけでしょう。今回、中学校を先に統合の話が出たわけですよね、数年前から。唐中か国中か分かりませんが、どちらかに決まれば、決まったほうの中学校をまた改築というんですか、悪いところは直すとしていくわけですから、順番的に、それでいいんじゃないですか。一度に7校全ての、震度5か6か分かりませんが、1回目の耐震工事はしているわけですから、だから優先的には中学校を5、6年前から統合しようということで、今ここまで来ているわけですから、優先順位からいったらそれは全てはしたいと思いますが、そんな金ないじゃないですか、できるわけ。だから、中学校がどちらか決まれば、その中学校に改築といいますか、構造的にもろいところがあれば修理をすればいいわけで、補強すればいいわけじゃないですか。まず、順番的に私、そうと思っていますけど、何か考え方にずれがあるんであったら、また御質問していただければいいと思います。先ほどから、雨漏りがする、雨漏りがすると言われますけど、雨漏りがし始めたのは、そのときにしておればよかったわけです。今になって雨漏りがする、雨漏りがすると、そうでしょう、自分の家でも雨漏りが始めたら大工さんか誰かに頼むでしょう、公共施設はなおさら、公人、公が管理するわけですから、それをあたかも地震が来て、その雨漏り等が影響

するような言い方に私は聞こえたんですけど、私の受け止め方は間違っていたら謝ります。ですから、修繕は気がついたときに少しずつしていくのが自分の家でも公共施設でも私は同じだと思います。それをためておくと、一度に金がたくさん要ると、私はそういう考えで思っていますけど。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、両中学校をどちらかで合併するという事で、今言われたようなことを、それは副町長の横で町長も納得されていたので、町長の言葉だと思えます。そう大きい修理をせずに、逆に言えば、唐中に校舎を建てるという考え方がもしかしてあるのかないのか。広大な敷地です、あの唐中の窓からの眺めが好きだという同僚議員もいました。すばらしい景観の中で唐中があります。確かに聞きました。唐中卒業生の方が、ずっと唐中は西日本一広い土地だということで、唐中にする思いがあることも分かります。では、どちらですか。統合したときには改修で、今副町長が言われた改修でずっとしのいでいくのか、それとも思い切って新築をやっていくのか、今の中でその考えが、今あるような考え、財政とかいろんなことを理解されたと思うので、どういうふうに考えているかをお聞きします。

○副町長（河野 秀二君） まだ唐中とか国中とか決まっていけないわけです。仮にどちらかに決めたとして、その今現状を調査しないといけないじゃないですか。1回耐震の工事をしているわけです。耐震検査をして、その検査に伴って耐震工事を1回しているわけです。私はそういうふうに聞いています。今度、どちらの学校でもいいんですけど、また再調査をして、悪いところがあればそこを修理すればいいんじゃないですか。私はそれが普通だと思います。部分的に校舎が、屋根が落ちているとか、落ちかけているとかがあれば、調査をすればいいわけです。それで、教室が足りなければ教室を作ればいいし、だからまず調査が先で、調べるのが先です。だから、今のお答えにはなっていないと思いますけれど、どちらか決まればそういった細かい調査をして、前回行った耐震構造の結果が保たれているのか、そういう調査を当然やっていかないといけないと思います。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 分かりました。では、早急にそのような調査をしていただきながら、結局どうなんだろうと皆さんがやっぱり不安に思っている中を、多分、設計、いろんなことを計算したときには、そんな一朝一夕でできるものではありません。ぜひ早急にどのような方向になるのかを示していただきたいと思います。

町政運営方針ですけども、先ほど言いました稼げる自治体、例えば今、ふるさと納税、何かあまりよくない、あまり頑張っていないような感じのようにしか聞こえなかったんですけど、稼げる自治体というのはどういった、ふるさと納税をどのように販路拡大か、どのような感じで増やそうと思っていらっしゃいますか。

○町長（東 高士君） 稼げる行政を目指すということを昨日も申し上げました。2つ合法

的な、要するに日本は法治国家ですので、合法があります。一つは第三セクターでやっていますPLATZ（ぷらっつ）は、今年、総売上げが4億ぐらいございまして、2,000万を町のほうに還付するという話を聞いております。私は、東九州自動車道が日南まで開通しましたので、もっとも利用客が増えるというふうに考えております。その中において、もっと収益が上がるんじゃないか、そしてどのようにすれば収益が上がるかということについては、今、副町長に命じて、副町長を中心としてまちづくり株式会社と一緒に協議をしている状況です。これはもう次の次ぐらいの定例会ではその内容を少し御披露することができようかと思いますが、そういう状況です。それと、ふるさと納税、全然頑張っていないということは、私は一言も言っていないよ。ふるさと納税は一生懸命頑張ってもらっています、今。ただ、ふるさと納税をこの川南の優れた大地、これでたった今まで10億ちょっとくらいだったんです。隣の都農、失礼な話、あの頃、都農は何もなくて、もう本当、過疎の指定を受けているような町だったんです。それがどんどん伸びて70、90、伸びていくと、今は都城に継ぐ寄附額を集めたわけです。たまたまアクシデントがあって、今は停止されていますが、復活したときは前よりももっと目指すと町長言われています。今日の新聞を見ましたら、何かコロナでダウンされているというふうに出ておりましたけれども、恐らく言われていますので、恐らく150ぐらいを目指すんじゃないかなという中で、では川南ももっともやり方、もっともやれば、去年ぐらいの、去年36ぐらいから、それぐらいはだんだん地盤ができてきますので、もっと伸びるんじゃないかなと。そのためにはどうやったらいいかと、皆さんで知恵を絞りながらやっていきたい、それが稼げる行政、そして稼いだお金は、皆さんの福祉とかいろんな支援、それに回していきたいというふうに考えております。それが稼げる行政、私が言わんとすることはそこです。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ふるさと納税、本当に町外の人たちに川南のPRをしてやって、さとふるとかいろいろありますのでやっていただきたいと思うし、出展者の方たちも本当に意識をもって商品開発をしていただく、今回、町長のあれも6次産業化をするとありますので期待をしております。私もそれを願っておりましたので、これまでも。

PLATZ（ぷらっつ）は2,000万還付と言ったので、2,000万円の還付金があるという捉え方、2,000万頂ける、課長、そこは間違いはないですか。株主がいますよね、商工会とかあるけど、その詳細を願いできますか。

○副町長（河野 秀二君） 先般、PLATZ（ぷらっつ）の総会がありまして、その中でPLATZ（ぷらっつ）から町のほうに2,000万を納付すると、それからほかの株主の方には30%ですから、100万ですから30万を配当するということになりました。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） もともとPLATZ（ぷらっつ）は、町が町の予算を使って、箱物を作ったわけです。2,000万の内訳の中に、結局PLATZ（ぷらっつ）に対しては減価償却がな

いわけです。建物備品関係は、最初に投資をした町があるので、その備品関係の減価償却相当分を入れましょうということで、最初の2年は500万ずつだったと思うんです。それを基金に入れて、何かあったとき、また今後改修したりするときのためにそれを積み立てていたはずですが、2,000万の内訳としたら、どのように考えていますか。結局、これまでのPLATZ（ぷらっつ）に対しての積立て、それからそのまま使えるものなのかという捉え方でよろしいでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 私もまだPLATZ（ぷらっつ）の中身のことを全て把握しておりませんが、町に2,000万入れることになっているお金は、まちづくり基金に積み立てすると、町のほうはという話を聞いています。PLATZ（ぷらっつ）の中身のことは、申し訳ありませんが、間違ったことを言うといけませんので、ちょっと控えさせてください。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） PLATZ（ぷらっつ）の中はいいんです。その基金、だから2,000万を基金に積み立てて、それが様々な東町長の考える政策に使えるという捉え方でよろしいのでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 基金自体が約3年前だと思うんです、つくられたのが、制度が。それで、前政権の当初の目的をまだ聞いておりません。そういう基金の積み立てをする基金というのは、あるのは知っていますが、当初の目的はまだ私、把握していませんので、ただ、商工会の総会にも出席しましたが、そういった基金で活性化する方向になる事業とか、何か投資をするという話は聞いていましたけど、だからPLATZ（ぷらっつ）で利益が出た分をまちづくり基金に積んで、将来町の活性化につながるお金に使うというのが前政権の目的だったのではないかなと思うんです。それは、今後もそう大きなぶれは、私は、町長がいらっしゃるんですけど、ないと思います。そのための川南町地域活性化基金の名称からいってらよろしいでしょうか。今、私が分かっているのはその程度です。ちょっと勉強不足もありますけど、またちょっと時間をいただいて、正しいことがPLATZ（ぷらっつ）の経営内容についても言えるようになりたいと思います。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） よく同僚議員が出展者に対しての手数料を下げしてほしいということをおっしゃっていました。PLATZ（ぷらっつ）が利益を得るのは、すごくいいことです。物販というか、売店のところに川南の農産農家の方たちがたくさん出店をされています。その中の手数料、それが同僚議員に言わせると、おすず村とか都農の道の駅に比べたら高いと言われていて。まずそこを軽減して、農家の方の負担が少なくなるという方向を考えてあげたほうがよりよい、PLATZ（ぷらっつ）だけの儲かりではなくて、住民に対してもそれが還元できる、住民が利益が出ると、それはおのずと納税に跳ね返るという考え方、自治体が儲かるということのイコール、農業でも何でもそうでしょう、稼げる農業をすることで税金が増えるという考え方を一度立ち返らないと、PLATZ（ぷらっつ）だけ儲かる。本当に大変なん

です、PLATZ（ぷらっつ）に出店している方は、ゴールデンウィークとかも品物がどんどん出るので、商品に追いつかない状態。食堂のほうも少ない人数でやっています。本当に安い、多少給料は上がりましたが、すごい短い時間に人を雇用するので人が集まらないんです。なぜなら社員制度にしないからです。私はそこの統括に言いました。思い切って従業員を社員制度にしたらと。そうすることで、いい人脈が来るんじゃないかと。人がいない、人がいないだけで今の人間を回しているんです。だから、雇用の場とした捉え方も今後考えていくべきだと思っております。

○副町長（河野 秀二君） 今、徳弘議員が言われたPLATZ（ぷらっつ）の中のことでですけど、実はPLATZ（ぷらっつ）の総会の2日前にお店の責任者といろいろ話しまして、そんな2,000万円返すなら、22%をまず最初に20%にしてくれんかと話したんです。それと、1週間に2回レストランが閉まっている、これの体制、それと連休とかにレジが足りないということも聞いてましたので、そういうことを総称して、役場に2,000万円返さんでいいから、1,500万円でもいいから500万円取ってってくれと話しました。現場責任者は納得しました。宮崎社長が私のところに、私がちょっと呼んだんですね、総会前に。まちづくり株式会社の社長です、社長にも言いました。500万減らして、中の雇用確保と雇用されている方々の労働環境の改善に使ってください500万と言いました。宮崎社長、それで、言ったら納得されて、ありがとうございますと。当日、商工会の中で会場を借りてPLATZ（ぷらっつ）の総会がありました。町長も見ましたが、私、その中で発言しました。2,000万円要らないと、1,500万円でもいいと、500万円は先ほど言いましたように、PLATZ（ぷらっつ）の人員確保や実際働いている方々の労働環境の改善にして使ってもらえませんかという提案をしたら、否決されました。見事に否決されました。私の根回しが足りなかったのもあるでしょうし、まだ私、そのとき約2週間、10日ぐらいだったかな、着任して、私の根回しが悪かったんだろうと反省をしていますけど、だから今、徳弘議員が言われたことも22%を20%に段階的にできないかと、その人員の確保、雇用の環境改善も言ったけど、見事に失敗しました。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 最後、一つ副町長と思いが同じで、結局、川南という産業が、農業が一番大きいです。あと、商工会もそこの家族で運営できる。あと、サービス業という部門というのは本当にはないんです。その中で私は、PLATZ（ぷらっつ）は結局、よく言う若い人たちが入れる接客業であるとかいったときに、やはり最たるものがそこだと思うんです。そこの雇用は6時間雇用とかいろいろあるんですが、私はちょっと統括に、社会保険を思い切ってつけて、きちんと稼げる、ここに来るときちゃんと一人前の給料ができるという会社にしたらどうですかと言ったら、人がなかなか集まらないからと、人がいないということと言われたので、人は、自分の価値は給料で考えますよね、自分の価値は、自分はもうパートぐらいの価値しかないと思うのか、もちろんいろいろあります、扶養もあります。若い人がとどまる一つの施設として、PLATZ（ぷらっつ）は十分なり得ると思うんです。そこで、2人

雇うんじゃないくて、1人で長い時間をやるとか、あそこにどれくらい係る、20人か、レストランで10人います。そこを、長く使える人をつくって、社会保険がきちんと完備した企業としてやってほしい。私が子供に言うのは、きちんと社会保険制度がある会社に行きなさいと、パートとかではなくて、それだけは口酸っぱく言っています。そこがPLATZ（ぷらっつ）になり得ると思いますので、最後、副町長とすごく意見が同じでしたので、強く役員として行かれていますと思いますので、ぜひこれからもやっていただきたいなと思います。最後に町長、いかがでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 先ほど、1点お話するのを頭から抜けていました。PLATZ（ぷらっつ）の総会前にPLATZ（ぷらっつ）に行つて、現場責任者と話して言われたことが、町へ3,000万入れるようにしてくれと頭から言われました。え、3,000万ですかと、今年2,000万ですよと、1,000万足りませんが、それは段階的に最終的な金額だろうと思うんです。現場責任の方は、いや、3,000万だから、2,000万で1,000万足りないんだけど、2,000万が今のところ限界という言葉は使われませんでしたけど、それを私は、3,000万というのは、PLATZ（ぷらっつ）の体制がしっかりした基礎が、土台がしっかりした中での利益で町にお渡しするのであれば構いませんけれど、まずはまだコロナが、PLATZ（ぷらっつ）ができて、できた途端にコロナ発生で、なかなか思うとおりに収益が上がらなかったと。やっとなんか去年ですか、約4億という売上げが出たわけですが、その中で2,000万と。しかし、その2,000万も、先ほど私が言ったように、まだPLATZ（ぷらっつ）の基礎ができていないと私は思うんです、人員体制にしろ。だから、先ほど言いましたように、500万は要らないから、要らないと言うと変ですけど、自分のところを取っておいて、土台づくりをしっかりしてくださいよと、それが優先でしょうと。しかし、現場責任者の方は、いや、3,000万という目標があるんですよと。私は逆だと思いました。3,000万円町に払えるように営業利益が上がったときは、それはいいですけど、まだそういう時点には私はないと思います。現場責任者の方もそう言われました。やっとなんかコロナが下火になって、今、過去の4年間のデータがまだ続く、あと2年ぐらい続かないと、4年度のデータが上向きに、売上げ等が続けば安定したことというふうには、会社の経営が安定するというふうに見られるけど、まだ1年では不安だというふうにおっしゃられました。だから、そういうことも含めて、先ほど言った500万も言ったんですけど、見事にアウトになりましたので、以上で終わります。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時24分休憩

.....
午前10時34分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ここで徳弘議員より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○議員（徳弘 美津子君） 先ほど、私の一般質問の中で、副町長に対して人格を否定しか

けない発言について謝罪いたします。

以上です。

○議長（河野 浩一君） もう一人、副町長の発言の申出がありましたので、これを許可します。

○副町長（河野 秀二君） 先ほどの徳弘議員の質問に対して、平成27年を令和27年と言ったそうです。私、ちょっと記憶にないんですけど、申し訳ありません。訂正させてください。平成27年が正しいです。おわびして訂正をいたします。

○議長（河野 浩一君） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、三原明美君に発言を許します。

○議員（三原 明美君） 通告書に基づき質問いたします。

私は、あなたの声になりますを公約に議会議員になりました。町民の皆様の声をしっかりと聞き、議会へとつないでいきたいと思っております。

では、早速質問をさせていただきます。

まず、稼げる自治体についてお尋ねいたします。

少子高齢化、人口減少による税収の減、社会保障費の増加や公共施設の老朽化による経常支出の増加、より多くの地方自治体は財政運営の危機に貧しいと言われていますが、そんな中、近年よく耳にするのが稼げる自治体という言葉。町長も政策公約の中で、稼げる自治体を目指しますとありますが、具体的にはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

あとは質問席にていたします。

○町長（東 高士君） 三原議員にお答えいたします。

町政運営方針で述べたとおり、本町のこれからの5年先、10年先を考えた場合、財政が必要なことは、これはもう御承知のとおりであります。ほかの自治体は本町みたいに、要するに第三セクターのPLATZ（ぷらっつ）とか持っておりません。ところが、我が町にはPLATZ（ぷらっつ）があり、そしてまた優秀な今隊員の御努力でふるさと納税が36億というような状況になってきております。そういう状況を鑑みて、稼げる自治体というのは、そういうふるさと納税とPLATZ（ぷらっつ）を利用して稼げるのです。そしてその収益を町民の福祉に使っていききたい、そしてこれから迎える税収が減っていき、またいろんな問題が出て、高齢者の医療、介護その他もろもろのこと、また子育てその他いろいろの福祉の面を充実して、もっと明るく、そして住みよい町に変えていきたいというので、私は稼げる自治体を目指したいというふうに言っております。町政運営方針でも言いましたとおり、会社でいえば私が社長であり、副町長が専務であると。株主は住民だというふうに申し上げました。そのとおりだと思います。やっぱりなるべく住民の方に、より多くの株主が償還できるように、そういうふうにやっていくのが行政じゃないかなと、これから目指される行政はそうあるべきじゃないかなと思って、そういうふうには書きました。

以上です。

○議員（三原 明美君） 2008年に始まったふるさと納税制度。年々市場が拡大していますが、川南町の令和4年度のふるさと納税は36億とおっしゃいましたが、では、令和5年度の目標額は幾らにされていますか。

○会計課長（小嶋 哲也君） 令和5年度の目標ですけども、今、予算のほうでは昨年度よりか8億上げまして、20億で組んでおります。まず、20億をしっかりと目指して、そこから徐々に寄附を頂ければというふうに考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） ふるさと納税、大切な財源だと思います。また、先ほどから出ておりますPLATZ（ぷらっつ）問題、これも私たちが聞いた話の中によりますと、レストランが週休2日で午後3時には閉まるというお話を聞きましたが、これは本当でしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今、火曜と水曜の2日間休んでいるということと、時間はオーダーストップが3時で、営業終了が3時30分ということになっております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 先ほど町長が言われましたPLATZ（ぷらっつ）が大変稼いでいる、そして2,000万を町のほうに寄附するという形でありましたけれど、せっかく儲かる場所です。こういうことをもう少し改善していただいて、火曜、水曜休まずに働けるような運営の仕方をやっていただけるといいと思います。また、オーダーストップが3時というのはちょっと早いんじゃないかなと思いますので、このあたりもぜひとも考えていただきたいと思います。

地方自治体の収入は、地域の経済活動によって支えられています。その地域経済力を上げていくには、地域資源、産業を活用した地域の競争力を強化し、稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする。そして、川南町で生み出される製品、サービスなどに付加価値をつけ、川南ブランドをつくり、市場開拓をしていく。町長、ふるさと納税で稼ぐには、まず稼ぐ地域を目指すことが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 今、PLATZ（ぷらっつ）の話が出ておりますけども、PLATZ（ぷらっつ）につきましては、副町長を中心として改善、いかにしてその中を変えていくか、その話については、先ほどの徳弘議員のときにも申し述べましたけども、今一生懸命になって話合いをしているところです。なかなか話がうまくいきません。だから、一つの例として、要するに町の出資金を高くして、もっと入れて、そして発言力を強くするというようなやり方も一つかなというようなことも考えておりますが、これは今、副町長に全部お任せしておりますので、恐らくよくなるものと思います。それと、休業の話が今出ておりましたけれども、これはもう速やかに改善すべきだというふうに思っております。この風評被害というのがすごくあっという間に広がるんです。これを早く止めるためには、速やかな人手を入れて、そして職場の改善をすると同時に、すばらしいところだよという環境をつくるべきだろうと、

一日も早くやるべきだろうというふうに思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 稼ぐ地域をつくるためには、行政の支援がどうしても不可欠です。行政と地域が一つになり、ふるさと納税でも大いに儲かっていたいただきたいと思っているんですが、そして豊かな川南町をつくっていただきたいと思っております。

また、暮らしを守るまちづくりの中にある、町民に寄り添う行政を目指しますとありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

○町長（東 高士君） 町民に寄り添う行政というのは、ハード面とソフト面があろうかと思えます。ハード面から申しますと、例えば公共施設にバリアフリーとか手すり、洋式トイレを設けるとか、そういうのがハード面じゃないかなと思えます。ソフト面は、例えば一つの例ですけど、高齢者の方とか、体の不自由な方が役場にお見えになったときは、それに手助けをしてやる。そしてまた、高齢者の人はなかなか御理解が難しいと思えますので、一緒になってお話をする、聞き取るというのがやっぱり一番大事じゃないかなと思っております。要するに、親切丁寧に、特にお年寄りの方には独り住まいが多いので、おばあちゃん、おじいちゃん、一人ではありませんよと、役場もこうやって一生懸命考えますよという思い、そういう思いを伝える、そういうふうに話を聞いて、また来てくださいねと、何かあったら言ってくださいよという形で迎えて、また送り出すと、そういうようなきめの細かい優しい行政を目指したいというふうに私は思っております。それが寄り添う行政の意味でございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 町民に寄り添う行政、その中に経済面の寄り添うことは考えていらっしゃいませんか。

○町長（東 高士君） 今、経済面とおっしゃいましたが、先ほど徳弘議員のときも申し上げましたが、生活保護と国民年金の受給者のギャップ、それも考えています、何とか生活支援金が出せないだろうかというのを。それは先ほども言いましたように、最初のマニフェストに私は入れておりました。しかし、先ほども言いましたけど、ふるさと納税が10億ちょっとぐらいずっと停滞しているような、横ばいのような状況でしたので、これはちょっとふるさと納税を頑張って金額を上げて、それからそういうのをやっぱり考え、精査、個人差がありますから、精査をしながらやっていかないといけないなということで考えております。これはふるさと納税を頑張って、ぜひとも生活支援金が出せるようにしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 年金受給者とか、高齢者とかも大変だと思うんですけど、その中で、価格高騰の中、川南町の町民の収入もほとんど上がっておりません。皆さんも本当に大変な思いをされています。また、いろんな商品が値上がりするということも言っておりますが、町独自の町民に対する支援のことは考えておられませんか。

○町長（東 高士君） 他の自治体が物価高騰のために支援金を出しております。それはもう新聞とか報道で御存じだろうと思います。ただ、本町は出しておりませんでした。だから、私があるときに、先ほども徳弘議員に出ましたけども、8万円という話をしました。要するに、中学校を造るためにそういうお金を投資しなければ、皆さんにこれくらいは配ることは可能ですよということを私は竹浜の公民館で発言をしました。これは事実です。だから、本来であれば、中学校建設のそういうのがなければ私は可能だったと思うんですけど、今の状況では財政がもう出してしまった後ですので、非常に厳しい状況です。補正予算等も大体終わっておりますので、来年度が果たしてできるかどうか分かりませんが、それも一つ検討をしたいというふうに思っております。何とか物価高騰を、まだ物価が高騰し続けております、値上がりはまだずっと続いておりますので、何とかそういう形で少しでも手助けをし、住民の生活が安定をし、よくなるようにいけるように、支援金が出せるように努力はしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 町長の言われる町民に寄り添う行政にするために、ぜひともふるさと納税も頑張ってください、また様々な独自政策に挑んでいただいて、将来にわたって持続可能な地域の実現を目指していただきたいと思っております。

次に、未来につなぐまちづくりの中に、小学生・中学生の給食費・医療費の無償化、また、小中学校の入学祝い金、小学校5万円、中学校10万円とありますが、この財源はどうされるのでしょうか。

○町長（東 高士君） 町政運営方針で述べたとおり、子どもは地域の宝です。だから、子供をみんなで育て、本町を背負う人材にするために、私は取りあえず給食費の無料化、これを来月7月から実施をいたします。これはもう確定しておりますが、そのほか入学祝い金、来年度の小学校、中学生、この金額は祝い金を出していくということをして、子どもたちの未来を明るいものにしていかなければいけない。子どもを明るい世界にするためには、やっぱり保護者の人たちもそういう明るい気持ちを持つ、そのための私は支援をしていきたいと思っておりますので、未来につなぐ子どもと教育、それをやっていかなければならないと思っております。今を生きる我々は、平和で安全、そして幸福感を享受しておりますが、これを次の世代にもやっぱりつないでいく、そういう責務があるんじゃないかなと私は思っておりますので、この状態を次の世代にバトンタッチしていくというのが今生きる我々の責務ではないかと思っておりますので、それをやっていきたいと思っております。そして、先ほど言いました入学の祝い金です。祝い金は、基金はどこかと、財源はどこかと聞かれますと、ふるさと納税を基金にしてやっていくというつもりでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 私も以前、一般質問をしたことがあります。以前はかないませんが、子育てをしていらっしゃる方々にとって大変助かることと思います。ですが、子

どもが大きくなるにつれてお金も食費もかかります。今年度は、高等学校等就学支援給付金が1人当たり3,000円から5,000円に引き上げられる予算1113万6000円が上がっていますが、やはり高校生になるとお金が本当にかかります。

そこで、高校生にも入学祝い金、医療費の無償化の考えはありませんでしょうか。

○町長（東 高士君） 今のところ、小学生、中学生、義務教育までしか考えておりません。財源がもっとできたら、そこまで考えることも可能ですが、今のところは考えていません。高校生の分の3,000円から5,000円にしたのは、ふるさと納税が伸びておりますので、下げる理由がないんじゃないかということで元に戻しました。そういう形で、今回からまた5,000円に戻ったということでございます。

以上です。〔※後の、4日目に訂正の発言あり〕

○議員（三原 明美君） ぜひとも御検討いただきたいと思っております。

次に、川南町にとって一番の課題である臭い問題についてお尋ねいたします。

臭気対策はどのように進めていかれるのでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

本町は、第6次長期総合計画の前期基本計画、期間は令和3年度から令和7年度におきます農業振興のその他の課題として、本町にとって長年の課題である臭気問題についても、老朽化した畜舎の更新、設備導入等の支援など、飼育衛生管理を進めるとともに、臭気低減に努めなければなりませんと臭気対策を町の大きな課題として捉えておりますと同時に、環境保全の推進の項目におきましても、生活環境の保全のため公害防止に努めます。苦情への対応について、早期改善、解決を図りますとの強い決意をしております。

このような根拠、背景とともに、関係法令に基づきながら産業推進課など役場内の関係部署や、国、県の関係機関、並びに当事者であります生産者やその関連団体に加え、これまで関係の少なかった異業種らとの新たな連携をも交えつつ、効果的な臭気対策を進めてまいります。

なお、その具体の一つとしまして、大阪大学などによって開発されました日本初の酸化制御技術でありますMA-Tシステム、要時生成型亜塩素酸イオン水溶液を活用した実証試験を今月からスタートさせる予定でございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） すばらしい進め方だと思いますが、そこで、悪臭防止法と悪臭防止法第11条があるんですが、悪臭防止法は事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに、悪臭防止対策を推進させることにより、住民の生活環境を保全することを目的として、昭和46年に制定された法律です。規制地域は、都道府県知事、市及び特別区の長が指定します。また、悪臭法、悪臭防止法の11条、「市町村長は、住民の生活環境を保全するため、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数について必要な測定を行わなければならない。」とあるのですが、川南町の場合、

規制地域はありますか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

川南町におきまして、規制区域が設けられております。具体的には、都市計画区域がその地域でございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 都市計画内ですか。都市計画内とは、どういうことを示すのでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） 具体的には、こういう中心部、町場です。都市計画区域と呼ばれるところは、具体的には川南町のトロントロンとか、そういう中心市街地のことを指しております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 規制地域は、なぜそこの町場になっているのでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

規制地域の指定は、都道府県知事が指定します。そのようなことから、都道府県知事が指定した地域でございますので、川南町には、指定地域を指定されるときに意見の申出があったと思うんですけども、それで決定をしているというものでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） この規制地域では測定とか、この町の中で測定とかはされるのですか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

指定地域におきまして、定期的に臭気検査をするかということとはございません。しかしながら、悪臭が指定地域内であった場合は、専門の業者などに頼んで測定をする場合がございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 川南町は、悪臭がするよというところがあちこちでございますが、町民から測定してほしいよという申出があったときは測定をされるのですか。

○環境課長（河野 英樹君） 御質問にお答えします。

臭いセンサーを活用した測定については、川南町公害防止条例第8条に基づき、状況に応じて対応しておりますが、測定の実施は私たち担当部署が状況を把握することが目的であります。測定結果を一般に公表することは想定しておりません。環境課で所有する臭いセンサーには、注意書きに「本機による測定結果は、悪臭防止法の定める公的なデータとして利用することはできません。」とされております。また、町、川南町は、計量法第107条に規定する計量証明事業者ではございませんので、環境課で測定した結果に関し、公にまたは業務上、他人に一定の事実が真実であることを証明することはできません。以上のことから、測定結果を公表すること等は考えておりません。

以上です。

○議員（三原 明美君） 測定をして、すごい臭うなとなっても、町としては何もされないということですか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

これは、指定地域外の対応ということでよろしいですか。それでは、指定地域外の対応についてでございますが、悪臭防止法規制地域ではない地域での苦情と問題等につきましては、相手方、つまり臭いを発生している原因者の協力が得られない場合には、解決がなかなか図れないという意味で、役場としての解決の実効性に限界がございます。このようなことから、状況等によりましては、民事訴訟や民事調停、もしくは公害紛争処理手続など、専門の機関による紛争解決の促しなどを今後も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） それでは、悪臭が発生していても町のほうとしては何もできない、しないということですか。そうではない。そうではないとは、もう一度説明をお願いいたします。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

少し説明が足りませんでした。川南町として地域外における指導につきましては、条例に基づき、口頭での指導などを繰り返し行っております。それ以外は先ほども申し上げましたとおり、裁定する場所でもございませんので、踏み込むことは指導にとどまっているという状況です。

一方、区域内のお話でさせていただきますと、勧告、次に命令などの強い改善ができることになっておりますが、地域外におきましては、その指導条例に基づく指導にとどまるしかございませんので、そのような状況でございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） すみません、今、条例とおっしゃいました。その条例は国の条例ですか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

川南町が設けた条例でございます。

○議員（三原 明美君） 川南町がこんなに臭うのに、それぐらいのことしか条例として川南町はつくっていないということですね。悪臭、苦情が発生したときに、まず悪臭の測定をして、行政指導をして、改善勧告をして、改善命令までするのが一番いいと思うんですけど、そこはだから、条例でそこまでしなくてもいいよということになっているということですね。

○環境課長（河野 英樹君） 制度、法的にそれができない、要するに条例で法律を上回ることはできませんので、そのようなことから川南町ではできません。それがまず一つです。そのような中、川南町では、昭和48年にできました川南町公害防止条例に基づきまして、あ

らゆることを決めております。その中の第6条に公害防止の指導という項目がございます。これに基づきまして、発生者と言われる方々に対しての改善指導を求めている状況でございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 悪臭で苦しんでいる町民の方が環境課に相談に行かれたそうです。環境課から冷たくあしらわれた、公害で苦しんでいる俺たちは誰に相談したらいいとと、私に相談に見えました。実際、環境課はどのような対応をされたのでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

個人情報にも関わることになりますので、本人さんが分からない程度に回答させていただきます。

窓口に来られまして、相談を何度も受けております。御承知のとおり、私たちは中立公平な立場でございます。被害の御相談やその対応をさせていただく一方で、加害者とされる側への対応も関係各課など同時に行っております。つまり、どちらかに行政が偏り過ぎることのないように、どこからも疑念を抱かれることのないように、法令に基づく適切な対応を行わなければならないと考えております。

そのケースの場合に、こちらのほうが説明した一例としましてですが、宮崎県が設置しております宮崎県公害審査会の調停等申請手続に関し、手続する際に生じる手数料の額や担当部署などの紹介等を行うことで、御相談の不安等を少しでも解消できるような体制を整えております。そのような説明をすると同時に、冒頭に申しあげました民事訴訟、要するに川南町としてはいろいろ対応としての限界があるので、その御自身と相手方と言われるところの訴訟を起こすなど、具体的に本人さんたちが進めなければ、役場の窓口にも何度来られても解決することはできませんと、そのようなことを繰り返し申しあげさせていただいております。そのような中で、御本人さんが納得をされないという状況が繰り返し続いている状況も例の中にはございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） その方は、鶏舎の近くに住んでいて、鶏ふんの臭いと鶏の毛のほこりに反応して大変苦しんでいます。病名は臭い過敏症で、現在住んでいる場所から避難する必要があると診断書に書いてありました。症状は、鼻炎、鼻痛、眼痛、呼吸困難、頭痛、脱力感があり、最近では原因の分からない腕の痛みがあり、今朝電話があったのですが、足が立たないと言われていました。風向きによっては、月の半分以上は2時間から4時間くらい20キロ以上避難され、時には車中泊をされるそうです。環境課からは、産業区域外だからどうにもならないと言われたそうですが、この方に産業区域外の説明はされましたか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

御相談に対応したのは複数回ございます。私も直接対応させていただきました。区域外であることは何度も御説明を申し上げ、図面も提示し、御確認をいただいたところでございま

すが、話をなかなか、客観的にお示しをしてもなかなか御理解をされないという状況が繰り返されている状況です。

以上です。

○議員（三原 明美君） 臭い問題は本当に難しいと思います。畜産農家の方にも生活がありますし、川南は畜産の町でも有名です。川南町に大いに貢献されているのも確かですし、また、臭い対策をしっかりとやっていらっしゃる畜産農家もたくさんあると聞いています。また、環境課にもできる範囲があるのでしょうか。しかし、本当に気の毒です。この町民の方は、話を聞いてもらうために川南町や県などにも何回も行かれたそうです。また、体を治したいため、熊本、高知県まで行かれたそうですが、しかし、何も解決せず、結局体が弱っていくので、仕事もできず、住むところもままならない生活をしています。こういう住民を助けることは、町長、できないのでしょうか。いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 私もその方とは面識がございまして、今朝も電話がかかってきました。何とかしてやりたいんですけれども、今の状況では非常に厳しいような状況です。ですが、何とかして手順、どうしたらいいかということは今後考えていきたいというふうに思います。一住民を苦しむまま、そのまま放っておくことはできませんので、何とかしてやりたいという気持ちがいっぱいございます。今から考えます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 環境課の課長から、困ったときには相談窓口で素早く解決というこのパンフレットを頂きました。住民の方にも話されたとのこと。しかし、行かれてはいない。高齢者にとってどこまでできるのでしょうか。町長、こんなときこそ何もできないではなく、行政の出番じゃないかと思うんです。このパンフレットに書いてある都道府県の公害苦情相談窓口へ行政の手で連れて行き、次の行動への道しるべを示してやるべきではないでしょうか。これこそが、町長が公約に挙げられている町民に寄り添う行政ではないでしょうか。町長、もう一度お願いいたします。

○町長（東 高士君） 今、言われたとおりでらうと思います。パンフレットも、私もまだ見ておりませんので、よく承知はしておりませんが、やっぱり住民の方のそういう窮状といいますか、それを救うのが行政だらうと思いますので、言われたとおり、寄り添う行政というのはそういうことだらうというふうに思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 川南町には、この町民の方以外にもたくさんの方が臭いで苦しんでいると思います。川南町の一番の課題である悪臭問題。私が相談を受けたとき、一番に思ったのが、親身になって話を聞いてくれるところがないんだなということでした。まず、町長、早々に公害相談窓口をつくり、町民のケアをしっかりとやるべきだと思います。

ところで、アース製薬の臭気対策の実証実験が行われるとのこと。このことについて御説明していただけますでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） アース製薬様との連携協定を結びまして、実証実験を今月末をめどにスタートさせていく予定でございます。MA-Tシステムという革新的な酸化制御技術が日本初として出ておりました。それを見つけ、交渉し、実証実験まで今行こうとしているところでございますが、このMA-Tシステムとは、衛生消臭対策としても活用されております。このMA-Tは、プロ野球、Jリーグ、大相撲、劇団など、スポーツやエンターテインメントをはじめほとんどの航空会社や大学病院、介護施設や私たちのような自治体、飲食店などで採用が開始されています。このような実績を有するMA-Tを使用して、畜舎の排気口から出される臭気を含んだ空気の一部を実験装置に集め、その空気に対してMA-Tをシャワー散布し、きれいになった、要するに臭いのなくなった空気を外に排出させる実証実験を行う予定でございます。町内の養豚生産事業者様の御協力により行っていく状況でございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 大いに期待したいと思います。

次に、中学校の通学路についてお尋ねいたします。

まず、教育長にお尋ねいたします。唐瀬原中学校と国光原中学校の通学路は御存じですか。

○教育長（坂本 幹夫君） 三原議員の御質問にお答えします。

中学校の通学路については、以前から回っておりますので存じております。

○議員（三原 明美君） それでは、冬場の部活が終わった時間の通学路は通られたことがありますか。

○教育長（坂本 幹夫君） 部活の時間が短いので、すぐ暗くなるので冬場は。まず蛍光のやつと、それから電気をつけて子どもたちの通学路を回ったことはありますが、しょっちゅう回っているわけではございません。

以上です。

○議員（三原 明美君） 中学生の父兄の方から、部活が終わって帰るときの通学路が暗いよという相談は来ておりませんか。

○教育長（坂本 幹夫君） その相談については、直接私の耳にはまだ入っていないんですけども、また教育委員会で担当等に聞いてみたいと思います。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 中学生のいる町民の方から、部活が終わって帰る通学路が暗い、どうかしてくれないかという相談を受けました。私は、建設課が出されている唐瀬原・国光原中学校区通学路対策箇所図を手に、日が暮れた通学路を4日間かけて車で走ってみました。これです。本当に暗いです。それに怖いです。草や木が道路に覆いかぶさっているところもあります。防犯灯は建設課、街路灯はまちづくり課と聞きましたが、防犯灯は夜間における町民の安全及び犯罪被害の未然防止を図るため設置されているということですが、川南町の場合は何か所、またどこにつけてあるのでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 建設課で管理している道路照明についてですけれども、垂門街灯の1か所、農協の南側道路にあります中里野田原線のボックスカルバート内の1か所、通浜大橋の2か所の合計4か所になります。防犯灯で対応できない箇所に設置されている状況でございます。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの三原議員の御質問にお答えします。

まず、防犯灯の管理がまちづくり課でやっております、街灯の先ほど建設課長が答弁したところは先ほどのとおりです。

現在設置している防犯灯につきましては、町内に711灯です。中学校の通学路の設置状況になりますけれども、中学校から住宅地に向けて設置されているような状況になります。基本的には、小学校も含めて学校周辺には比較的多くの防犯灯が設置されている状況であります。

一応、事前に資料を準備しておりますので、議長のお許しがあればここで資料の配付をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（河野 浩一君） 暫時休憩します。資料を配付してください。

午前11時30分休憩

.....
午前11時30分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

○議員（三原 明美君） 今配られたのは、これは防犯灯ですか。この防犯灯の設置基準とこのあるのでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 明確な設置基準というのはありませんが、相談に応じて担当が現地調査等を行いまして、近くに防犯灯がなくて暗いとか、そういった事情があって、必要性があると認めたときには防犯灯の設置を行っているところです。

以上です。

○議員（三原 明美君） この相談に行くのは、どなたが行っても大丈夫なんですか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 以前は、各地域において振興班長等に管理をお願いしてございまして、そのときは振興班長からの申出で地域を確認してということを行っていましたが、現在のところは、明確に振興班長というふうに規定しておりませんので、御相談があれば現地の確認というのはいたいと思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 私が回ってみて、本当に町の中は明るいです。しかし、開拓とか東のほうとか、本当にないんですよ、街灯が。街灯というか、防犯灯もでしょうけど、ありません。一度行政のほうも確認していただきたいと思っております。

川南町では今、猿とか鹿とかイノシシがよく出没すると聞きますので、子供たちがいつこの動物たちと遭遇するかもしれません。道路が明るければ事故を未然に防ぐこともできます。子供たちが安心して家路に着くように、通学路の安全、照度を確保するように、日暮れの道

路をいま一度確認するとともに、道路の整備も確認していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） これは協議をいたしまして、なるべく街灯を増やすというのは、やっぱりやるべき仕事ではないかなと思います。それで、子供の安全、これが一番大事でございますので、なるべく暗いところといいますか、そういう鳥獣の被害に、鳥も入っているかもしれませんが、被害等に遭わないように、また道路の管理、道路にガードレールを造る、そういうのも含めていろいろなところがあるかと思います。これは教育委員会と相談をしながら、そういう不安的な事項については前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、改善すべき事項だろうと思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） ぜひ御検討いただいて、よろしく願いいたします。私の質問は以上です。

○議長（河野 浩一君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午前11時34分散会
